

<研究ノート>

NCR2018 における非統制形アクセス・ポイントと記述の根幹について

蟹瀬智弘

『日本目録規則 2018 年版』(以下 NCR2018) は、『書誌レコードの機能要件』(FRBR) の概念モデルに基づいて、記述対象資料に関する「著作—表現形—体現形—個別資料」を始めとする 11 の実体について、属性と関連を記録するという規則である。そのため NCR2018 を使うには、「著作—表現形—体現形—個別資料」という新しい概念の理解が必須であるが、NCR2018 の理解を困難にしているのはこれらの新しい概念だけではなく、むしろそれ以外の部分ではないかと思われる。

その一つとして筆者は本誌 4 号収載の「『日本目録規則 2018 年版』における書誌データと典拠データの概念について」において「書誌データ」「典拠データ」という用語について従来の概念と異なることを明らかにした。本稿ではこれに続き、NCR2018 の理解を困難にしている概念として、「非統制形アクセス・ポイント」と「記述の根幹」という 2 点について検討し、いずれも NCR2018 を理解するためには不要であることを考察した。

1. アクセス・ポイントについて

まず巻末の「用語解説」で定義を確認しておく。

アクセス・ポイント

それにより書誌データまたは典拠データを検索し、識別する名称、用語、コード等。統制形アクセス・ポイントと非統制形アクセス・ポイントとがある。

統制形アクセス・ポイント

一群の資料に関するデータを集中するために必要な一貫性をもたらしアクセス・ポイント。典拠ファイルなどの手段で統制される。典拠形アクセス・ポイントと異形アクセス・ポイントとがある。

典拠形アクセス・ポイント

実体の優先名称(または優先タイトル)を基礎として構築され、他の実体と明確に判別できる統制形アクセス・ポイント。その実体を発見、識別し、または関連する他の実体を発見する手がかりとなる。

異形アクセス・ポイント

典拠形アクセス・ポイントとは異なる形から実体を発見する手がかりとなる統制形アクセス・ポイント。

異形アクセス・ポイントについては本文中の説明の方が詳しいので補足しておく。

異形アクセス・ポイントは、特定の実体を典拠形アクセス・ポイントとは異なる形から発見する手がかりとなる機能を備える。利用者が検索すると推測される形で構築する必要がある。(＃21.1.1 機能)

非統制形アクセス・ポイント

典拠コントロールの対象とならないアクセス・ポイント。

なお、本誌 4 号掲載の拙稿「『日本目録規則 2018 年版』における書誌データと典拠データ概念について」においてアクセス・ポイントを管理するための典拠データは NCR2018 には存在しないことを明らかにしたので、以下の考察ではこれに係わる規則の部分は無視することとする。

アクセス・ポイントの構築について、本文中では以下のように規定されている。

#0.5.4 アクセス・ポイントの構築

実体ごとに、規定に基づいて必要な属性を組み合わせ、実体に対する典拠形アクセス・ポイントと異形アクセス・ポイントを構築する。

#0.4 に挙げた機能（目録の機能：筆者注）を実現するためには、典拠コントロールを行う必要がある。当該実体を他の実体と一意に判別する典拠形アクセス・ポイントは、典拠コントロールに根幹的な役割を果たし、関連の記録にも用いる。他方、異形アクセス・ポイントは、典拠形アクセス・ポイントとは異なる形から実体を発見する手がかりとなる。

両者は、ともに統制形アクセス・ポイントである。ほかに非統制形アクセス・ポイントがある。

さらに、これらの「アクセス・ポイントは、書誌データおよび典拠データの検索に使用される。」(＃21.0 アクセス・ポイントの構築総則の通則) とある。

例えば個人の場合、典拠形アクセス・ポイントは個人の優先名称に識別要素を付加して構築するので、「鈴木, 正義||スズキ, マサヨシ, 1915-1993」のような形になる。これは『日本目録規則 1987 年版』における著者標目に相当する。

異形アクセス・ポイントは「個人の優先名称または異形名称を基礎として構築する。識別に重要な場合は、#26.1.1～#26.1.6 任意追加に従って、識別要素を付加する」とある。後者は個人の優先名称を基礎とした典拠形アクセス・ポイント「夏目, 漱石||ナツメ, ソウセキ」に対して、本名である異形名称を基礎とした「夏目, 金之助||ナツメ, キンノスケ」などが該当する。前者は典拠形アクセス・ポイントと同じく優先名称を基礎とするので典拠形アクセス・ポイントとの相違が明らかではない。考えられるパターンとしては、典拠形アクセス・ポイントに使用したのとは別の優先名称を基礎とするか、もしくは異なる識別要素を付加

することであるが、優先名称は常に一つしか存在しないので、相違点は識別要素しか考えられない。したがって、典拠形アクセス・ポイントとは異なる識別要素を付加する（もしくは省略する）のだと考えられる。例えば、本則では識別要素は「同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要な場合」(#26.1A) に記録することになっているが、判別に必要がない場合にも識別要素を付加した形を異形アクセス・ポイントとすることができるのかもしれない。しかしながら、典拠形アクセス・ポイントは関連を記録する際に関連先の実体を表す名称としての役割もあるが、異形アクセス・ポイントにはそのような役割はない。用語解説では「典拠形アクセス・ポイントとは異なる形から実体を発見する手がかりとなる」とあり、本文中では「利用者が検索すると推測される形で構築する必要がある」とあるが、組み合わせる要素でとなる属性で発見することができれば、異形アクセス・ポイントとして構築したものの存在価値はないのではないかと思われる。ちなみに RDA¹では異形名称を基礎とする形しか定義されていない。

次に非統制形アクセス・ポイントであるが、これについても本文の方が詳しいので補足しておく。

#21.2 非統制形アクセス・ポイント

非統制形アクセス・ポイントは、典拠コントロールの対象とならないアクセス・ポイントの総称である。非統制形アクセス・ポイントは、書誌データおよび典拠データにおいて、名称、タイトル、コード、キーワード等として現れることがある。

#21.2.1 機能

非統制形アクセス・ポイントは、特定の実体を発見する手がかりとなることがある。また、実体の識別に役立つことがある。

つまり非統制形アクセス・ポイントは、統制形アクセス・ポイント以外の、「書誌データまたは典拠データを検索し、識別する」(用語解説「アクセス・ポイント」)「名称、タイトル、用語、コード、キーワード等」ということになる。例えば、資料に表示されているままのタイトルや著者名、すなわち表現形のタイトルや責任表示、ISBN などで検索する場合、これらが非統制形アクセス・ポイントであるということであろう。

しかしながら、そもそも NCR2018 は「RDA と同じく規定対象をエレメントの記録の範囲と方法に限定し、エレメントの記録の順序、エンコーディングの方式、提供時の提示方式は、原則として規定していない」(序説 4-2)本規則の特徴⑨意味的側面と構文的側面の分離)のであるから、例えば OPAC の画面で何を検索対象とするか、どの項目で検索できるようにするかはシステムで対応することであり、目録規則で規定するものではないという立場のはずである。だからこそ、どれが非統制形アクセス・ポイントであるかについて規則としては規定されていないのである。ちなみに RDA では非統制形アクセス・ポイントという名

称は使用せず、典拠形アクセス・ポイントと異形アクセス・ポイント以外に、本タイトル、並列タイトル、異形タイトル等がアクセス・ポイントとなると示す程度に留めている。そしてそれ以外のどのエレメントをアクセス・ポイントとするかはユーザーの必要性やシステムの問題であるとして規定していない。(RDA 0.7 Access Points)

NCR2018 では本来は目録規則で規定すべきでないはずの、システムにおいて検索キーとして設定されるべきエレメントに非統制形アクセス・ポイントという用語を付与して明記したために、規定対象が曖昧になり理解しにくくなっているのではないだろうか。

2. 表現形の記述が書誌データの根幹であること

NCR2018 #1.3 記述対象 には「書誌データの根幹は、表現形の記述である。当該の資料全体の刊行方式と書誌階層構造を把握した上で、その資料から特定の表現形を選択し、記述対象とする」と記載されている。この規定にある「書誌データの根幹」であるが、根幹とは何か、書誌データの根幹を表現形の記述であると捉えるとどのような利点があるのかは明記されていないので、これについて考えてみたい。

同様の表現は序説においても現れており、RDA と同様であること (3-4) RDA)、NCR1987 と変わらないこと (4-2) 本規則の特徴) が記されている。

さらに上に引用した #1.3 記述対象 ではこれに続いて「記述対象とする表現形の属性を記録し、あわせて個別資料の記述、その表現形が属する著作および表現形の記述を作成する。また、必要に応じて関連するその他の実体 (個人・家族・団体、場所) の記述を作成する。」とある。

ここでは「記述対象とする表現形の属性を記録し、あわせて個別資料の記述」(傍点引用者) となっており、必ずしも前後関係を表しているとは言えない。別の表現を確認したいが規則の中では当該箇所にはしか現れないので、他の資料を見てみよう。

まず、「パブリック・コメントその他検討課題への対応について」(https://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/mokuroku/consideration_results201803.pdf) によると、「目録作業の中心になるという意味で用いて」いるとのことである。

また、目録委員会の委員長である渡邊隆弘は分担執筆した教科書の中で下記のように述べている²。

国際目録原則³も各目録規則も、書誌データの中心は表現形の記述であるとしている。このような考え方は、「版」の単位で書誌データを作成するという伝統的な考え方 (本章 2 節 3 項参照) の延長線上にあるといえる。これに基づけば、まずは表現形の記述 (属性の記録) を行い、あわせて他の実体の記述を作成していくこととなる。

ここでは「まずは表現形の記述」(傍点引用者) となっているので、時間軸を表していると考えられる。これが作業の流れの最初に位置づけられるので、書誌データの中心であると

いうことであろう。

しかしながら、目録規則で作業の手順について規定したり想定したりする必要があるのだろうか。例えばそれぞれの実体ごとにデータを作成して関連付ける方法では、表現形の記述を完成させるためにはこれに先立って著作や表現形のデータを作成しておいた方が作業しやすいと考えられる。少なくとも、NCR2018 を理解するためには作業の順序については考慮しない方が単純でわかりやすい。

なお、同じ「根幹」という語は別の文脈でも使用されている。すなわち、「実体ごとに、その発見・識別等に必要な属性の要素を設定している。このうち、表現形に関する属性の記録が、資料の識別に根幹的な役割を果たす。」(#0.5.2 属性の記録) というものである。

しかしながら、どの実体が根幹的な役割を果たすのかは、何を識別したいかによって異なるのではないだろうか。例えば、ある著者の同じ訳者の異なる翻訳を対象とする場合は、いつ翻訳されたのか（すなわち表現形の日付）が重要な識別要素になることもあるだろう。

このように表現形の記述が書誌データの根幹であると考えることの有効性・必要性には疑問があるが、これが有効な場面が一か所ある。

先に引用した渡邊の説明は「著作・表現形については、FRBR モデルに忠実に表現形とは別にデータを作成することも、表現形と一体のデータを作成することもできる。」と続く。後者の「表現形と一体のデータを作成すること」、すなわち複合記述については表現形が記述の根幹であると考えないと理解できない場合がある。

NCR2018 は「著作—表現形—表現形—個別資料」の実体についてそれぞれの属性と関連を記録するが、要素の「記録の順序、エンコーディングの方式、提供時の提示方式は、原則として規定していない」(#0.5.7 記録の順序等)ので、それぞれを独立したデータとして作成して相互にリンクを張ることもできるが、一つにまとめて記録することも可能である。後者の一つにまとめて記録する方法が複合記述である。

複合記述は資料に関する基本的関連（「著作—表現形—表現形—個別資料」の関連）について、「表現形の記述と、著作・表現形・個別資料の属性を組み合わせることで記録した記述。」(#41 関連総則. #41.4 記録の方法) である。つまり複合記述を採用する場合には、表現形と表現形や個別資料との関係に限らず、著作と表現形の関連を記録する場合にも表現形と組み合わせることになる。

例えば NCR2018 では、表現形から著作への関連の記録の例として次のものが挙げられている。

20 世紀 / アルベール・ロビダ著 ; 朝比奈弘治訳. — 東京 : 朝日出版社, 2007. — 原タイトル: Le vingtième siècle
(著作の原タイトルを、表現形の記述と組み合わせたもの)

上の記述のうち、原タイトルの情報が著作のタイトルもしくは著作のタイトルそのもの

ではないとしても著作という実体を表すという位置づけであろうが、表現形に関する属性の情報は見当たらない。おそらく、表現形の属性に該当するエレメントはないものの朝比奈弘治が訳した表現形の実体と原タイトルが表す著作の実体とを関連付けていることになるのであろう。このような組み合わせの場合は、表現形から著作への関連を記録する際になぜ表現形の記述と組み合わせるのかの理由として、表現形が記述の根幹であるから、という説明が有効であろう。

但しこの複合記述はデータの格納の仕方であり、かつ／または表示の仕方である。すなわち構文的側面であるから、NCR2018 の中で規定しようとしている範囲ではない。NCR1987 との連続性を強調する意図があったと推察するが、せっかく入れ物中心の NCR1987 から入れ物と内容を切り分けて考え、それぞれに関するデータを記録し検索要求に応える概念モデルを採用したのだから、一刻も早く入れ物重視の考えから、入れ物の情報からも内容の情報からも確実に検索できるシステムを構築するという考えに切り替えるべきではないだろうか。

なお、RDA では属性の章立てが「セクション 1 表現形と個別資料」―「セクション 2 著作と表現形」という順に並んでいたが、IFLA LRM に準拠した現行の RDA⁴では、条項番号を示すことで意図しない階層構造があるかのように誤解させてしまうことを回避するためとして条項番号を示していない。NCR2018 も意味的側面の規定に徹して、11 の実体それぞれの属性と関連を記録する範囲と方法の規定のみに徹した方がわかりやすくなるのではないだろうか。そしてこれらの規則とは別に、実装の例として実体ごとのデータを個別に作成し関連付ける方法や、資料に関する記述を 1 つにまとめてデータを作成する方法、そのうちの一つのバリエーションとして表現形のデータを根幹に据えた方法、さらに各データを検索する手段などを提示するのが良いのではないだろうか⁵。

3. 結論

以上見てきたように、非統制形アクセス・ポイントの存在や書誌データの根幹は表現形の記述であるという表現については、NCR2018 の本質的な部分ではないのでひとまずこれらを除外して考え、NCR2018 が規定することを意図した部分を重視した方が理解が容易になると考える。

¹ American Library Association. Resource Description and Access. ALA, 2010. 以下本稿における RDA は、特に断りのない限りオリジナル・ツールキットに収録されている RDA のことを指す。

² 田窪直規編著. 情報資源組織論. 樹村房, 2020. p. 40

³ 国際目録原則が「書誌データの中心は表現形の記述であるとしている」かどうかについては疑義なしとしないが本稿では扱わない。

⁴ <https://access.rdatoolkit.org/>, (accessed 2023-4-16)

⁵ RDA (0.1 Key Features) ではこれに相当するものとして 3 つのシナリオを表した図への参照を提示していたが、現在ではリンク切れ (もしくは非公開) になっている。

(かにせ ともひろ)

2023 年 4 月 18 日受理